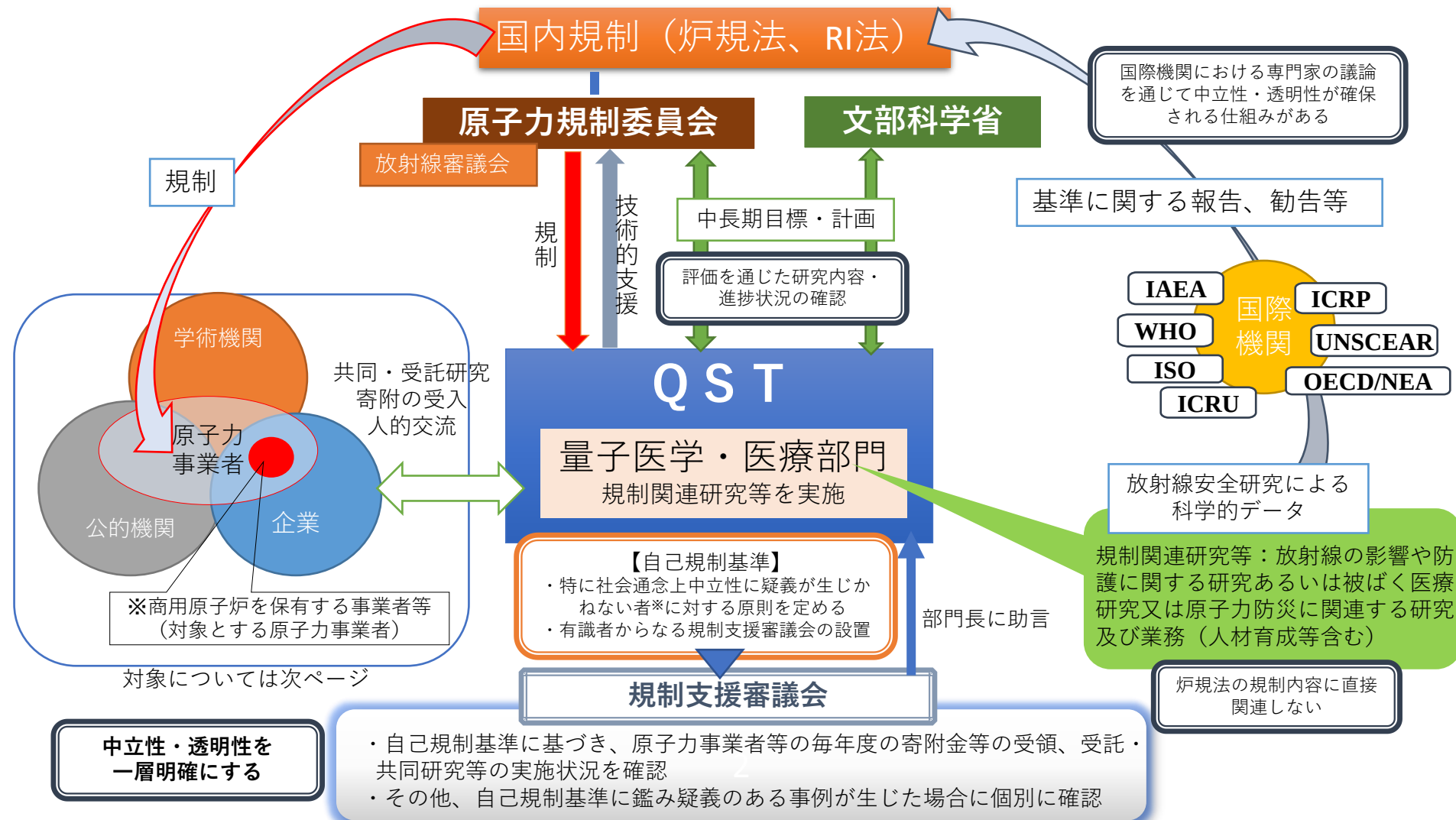
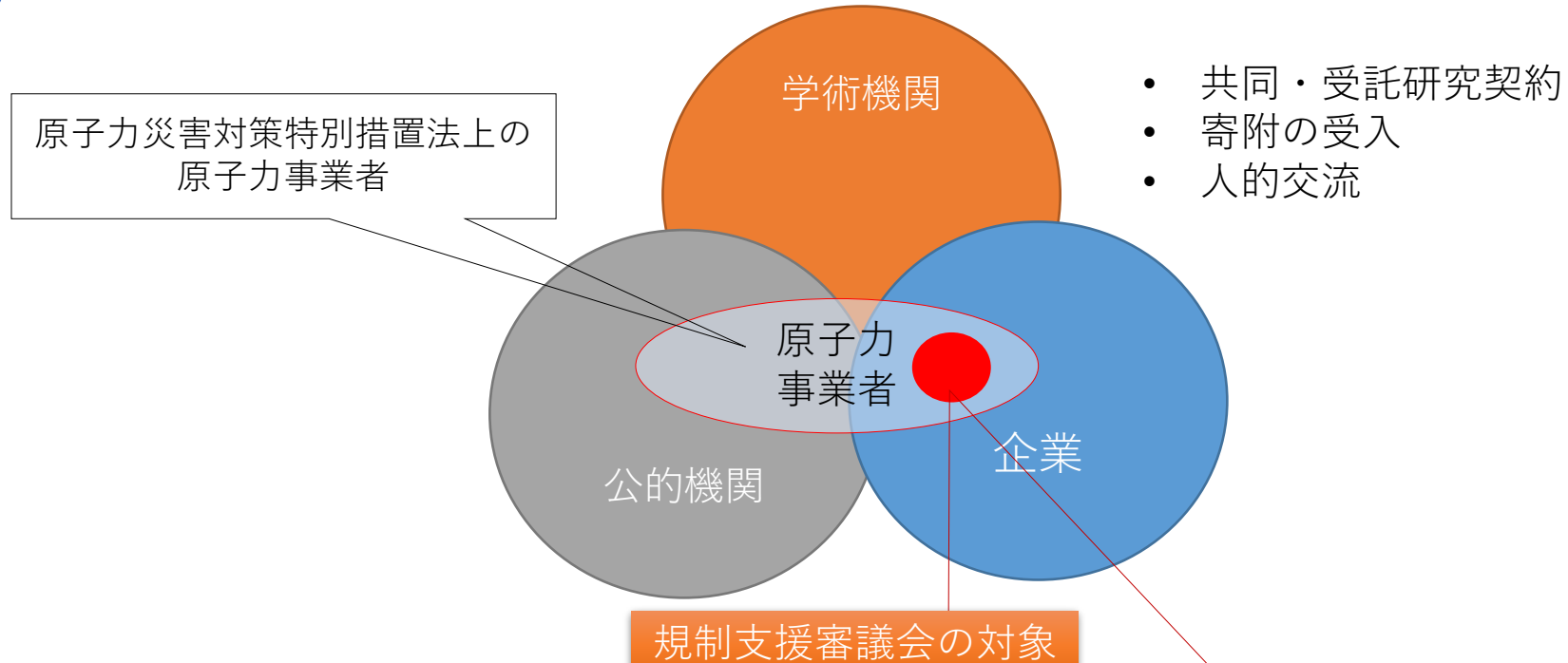


QSTは、炉規法及びR I法の被規制者である一方、原子力規制委員会の技術支援機関でもあり、規制関連研究等を量子医学・医療部門において実施している。ただし炉規法の規制内容に直接関連するものは行っておらず、また、研究データが国内規制に反映されるまでには中立性・透明性を確保する仕組みがある。

しかしながら、その中立性・透明性を一層明確なものとするため、自己規制基準において、社会通念上中立性に疑義が生じかねない原子力事業者（対象とする原子力事業者）との受託・共同研究等に関する原則を定め、外部委員からなる規制支援審議会の確認を得ることとしている。



QSTとの間で共同研究や受託研究等の契約や寄附金の受入がある機関



原子力事業者の内、原子炉を保有する事業者等
【商用原子炉保有、加工、貯蔵等の事業者】
(自己規制基準(※)により対象とする原子力事業者)

ただし、疑義があるような事業は、審議にかける

※自己規制基準：

「放医研における規制に関連した研究の透明性・中立性の確保について
(規制支援審議会の設置と審議会での審議等の方針)」

(平成27年3月25日放射線医学総合研究所)